

明治維新後の熊谷家

——鳩居堂をめぐる二、三の史料——

小林 文 広

はじめに — 「仁風」をめぐる研究状況 —

筆者が、近世中期から都市社会を中心に形成された「仁風思想」に注目するようになったのは、ここ十年程のことである。戦後歴史学の展開の中で、百姓一揆や打ちこわしのような人民闘争（民衆運動）に対する関心が強かった時期には、庄屋や町年寄などの取り組みに対する評価は必ずしも高くなかった。それが近年は、近世後期の国訴や郡中議定の研究の深化、都市における町会所研究などの進展を契機に、庄屋・大庄屋や町年寄らの合法的な活動も民衆運動の一部として再評価されるようになった。これは、庄屋・大庄屋らの活動の中にこそ、その後の地域社会の運営に影響を与え、また継承されるような取り組みが含まれるという積極的な問題意識に支えられたものであり、二〇〇〇年頃からの筆者の問題関心とも重なるものであった。ただ、それらの多くは農村部の庄屋層の動向に関連するものであり、都市部の研究は決して多くはなかった⁽¹⁾。

大庄屋や町年寄の動向に着目するのは、日本における近代社会の形成を考える上でも意義がある。幕藩体制下で

は、政治や公共事業の主導権を幕藩領主層、すなわち武士身分が握っていたが、そうした制約のもとでも、農民は村政運営や治水、勸農、道路修繕などを通じて政治経験を積み重ねていく。すなわち、地域社会においてはすでに農民が公共性を担う存在となっており、それが明治維新を経ても、多くの地域で自治と行政運営を担うことができた理由であろう。筆者なりのとらえ方からいえば、大庄屋や町年寄は近世における支配身分である武士身分ではなかったからこそ、明治維新による身分制度の解体にも動揺することなく対応できた。したがって、こうした人々の近世における公共性理解を、実情に即して解明することが、その後の社会を考える上で重要といえるのである。ただ、そうした研究状況の中でも、農村部に比べて都市を対象とする研究は遅れている。そこで、筆者は享保の飢饉への対応の中から生まれ、幕末まで町人の間で受け継がれた「仁風の思想」に着目し、その展開について考察してきた⁽²⁾。

これまでの考察の中で筆者が注目したのは、近世中期より京都の下本能寺前町で筆墨香具商鳩居堂を営む熊谷家である。近世初期以来の上層町人ではなく、中期以降に台頭しながら、飢饉の際の救済活動など公共的事業を積極的に担うことで、京都町人社会の中での地位を確立してきた熊谷家は、現在も近世以来の居住町で商売を続けている。また同家は、熊谷直恭による天保の飢饉の際の救済の記録、熊谷直孝による明治維新期の記録などを伝えており、これらの資料を通じて「仁風の思想」を検討することができ、近世から近代にかけての転換期の都市社会を考える上で、格好の対象といえることができる。

ところが、熊谷直孝は一八七五年に死去する。家業は後継者直行に受け継がれるが、行政や公共的業務についてはどうであろうか。身分制社会の解体は、これまで武士が家職として継承してきた行政システムを破壊し、町人にそれを委ねるが、選挙制度などが定着していないこの時期には、経済的な実力や心学講舎など文化活動における貢献度などのほか、共同体内部の格式など、さまざまな要素が絡まり合って、その担い手は決まっていたと考えられる⁽³⁾。

言い換えれば、熊谷家の後継者が公共的業務の担い手として認められるためには、当事者個人の信望や実績が不可欠であった。

いずれにしても、一八七五年以降の京都という都市の行政や公共的業務の継承については、熊谷家を対象とするだけでは十分に検討することはできなかった。そこでこれまでの研究では、一八七五年以降の行政や公共的業務の担い手として、杉浦利貞や竹村藤兵衛、中村栄助などに着目し、その継続性について論理的に説明をしてきたのである⁽⁴⁾。ただ、熊谷直行についても、明治維新前後に、京都の小学校設立の建議に参画したとの伝承があり、京都の行政や公共的業務に果たした役割は注目されるところであった⁽⁵⁾。そこで、小文では直孝死後の直行の活動に注目し、その一端を紹介することにした。

一、熊谷直行のこと

熊谷家の現当主純三氏のご教示によれば、直恭以降の熊谷家は次のように継承される⁽⁶⁾。

天保の飢饉の際の救済活動で中心的な役割を果たす直恭は、天明三年（一七八三）十一月一日に生まれ、安政六年九月六日にコレラ患者の救済活動の最中死亡する。妻は二度にわたり近江国浅井郡曾根村（曾根寺）の西岡家から迎え、最初に迎えた姉の死後、後妻として妹竹子と結婚する。直恭と竹子との間の子直孝は、文化一四年（一八一七）六月一八日に生まれ、直恭の死後家督を相続するが、その前に直恭の弟直留（寛政一二年～天保八年十二月一日）、直恭の娘婿直利（文化一〇年～安政二年十二月二十五日）が一旦家業を継いだ。しかし、いずれも直恭よりも先に死亡したため、結局、直孝が嗣ぐことになった。したがって鳩居堂では、直恭は四代目、直孝は七代目とされている。

る。

文政三年一月一八日生まれのかう（こう、直孝の妹）と直利の間には、天保一四年（一八四三）六月八日生まれの直行がいた。直孝は、子がなかったためか、明治二年に直行に家督を譲る。これは、直孝が大年寄に就任し、天皇東幸にも供奉した年である。直孝はその後も京都博覧会などに従事した後、一八七五年（明治八）二月三日に没した。

直孝死後名実ともに鳩居堂の当主となった直行は、一八八〇年（明治一三）八月一三日、子の直之（妻乙女との間の子）に家督を譲る。一八七六年一〇月一〇日に生まれた直之は、この時まだ三歳という幼児である。この事情については、後述することにした。一八八〇年五月一〇日には直恭の妻竹子が死去しており、この年は鳩居堂にとっても大きな転機となった。直行には他に、弟平三、娘婿信吉らがあり、その活動が知られるが、小文では割愛する。直之はその後、神田香巖の娘で喜一郎の姉里子と結婚した。直行は一九〇七年三月一七日、直之は一九七三年七月十四日に亡くなるが、鳩居堂は直之の子らによって受け継がれる⁷⁾。

二、家業鳩居堂の継承者として

天保一四年（一八四三）生まれの熊谷直行は、直孝が死去した一八七五年には三十歳代前半であり、家業の継承者としては十分な年齢であったが、都市行政や公共的業務に関しては、小学校や博物館の運営などですでに実績のある町人らを押しつけてまで、それらを担うことはなかった。筆者はこれまで、このように考えて、直孝死後、熊谷家が目立たなくなることによって疑問を感じることはなかった。また、一八九〇年代になると、熊谷直行の活動が知られるようになるので、それまでの十数年間は、目立たないながらも公共的業務の実績を積んでいると推測していたので

ある。

直孝死後、直行が家業である筆墨香具商鳩居堂の経営に尽力していたことは、次の史料からも推察される。いずれも一八七七年から一八七八年にかけて、三条実美が京都府知事榎村正直に対して送ったものと考えられる⁽⁸⁾。

① 榎村正直宛三条実美書簡

両度之芳翰落手

忝披閱仕候、先以嚴

寒之砌、倍健康奉

職遙賀之至ニ存候、

鳩居堂直行義も早速

上京香方相授、大

慶仕候、猶従当人

直聴有之度候、薫香

之義も遊戯之物ニハ

候得共、数百年來之

伝方湮滅候も遺憾

之次第、幸鳩居堂先代

より篤志之者故、此度

相伝、永く製方ヲ伝

候得ハ、亦風流之一奇

事歟と存候

香炉之事、早速下絵

被相廻忝存候、朱圈点付

置候通申付有之度候、

博物館額并足下付

囑之揮毫ハ猶来場

相認差送可申と存候、

幸便回答旁一筆

奉呈候也

十二月廿七日

梨堂

龍山人足下

二伸、時下寒冷相慕

折角加護專祈候

② 横村正直宛三条実美書簡

暖和相催候処益

清適大賀之至ニ存候、

過般熊谷直行

上京、家伝之薰物

新製出来、至極

精練欣然之事ニ存候、

昨冬来右薰物伝

授候ニ付、足下ニも彼

是手数相掛候処、

懇切取計感謝

仕候、薰物之義ハ

百年已来者有名

無実ニて製造も不仕候

処、此度鳩居堂精

製、当家祖先已来之伝

方、実物ニ験し、家

方無類之配剂之由

頗感悦仕候事ニ候、

猶此度献香ニ付、

御製并ニ

皇后之御詠をも頂

戴仕り、薰香一層

之名譽を増り、甚

感喜仕候、右ニ付歌

集編纂、近日出

来候て、笑覧ニ呈し

可申と存候、当年ハ其地

博覧会も余程盛大

之趣ニ成り、足下尽力

之事と相察申候、

右乍荒涼鳩居堂

帰京之便ニ托し

一筆差進申候、最

早花時、東山之景

況客年之遊観

を想像、風流の癖

難相除候、一笑一笑、

先者恐々如此候也

三月廿二日

実美

榎村知事正直殿

文書①は、三条実美が家伝薫香の製法を熊谷直行に伝授したことを示すものであり、後半で記される「博物館額」とは、一八七七年一月二日に榎村府知事が三条に依頼した京都博物館扁額の揮毫のことと思われるので、この書状も同年一月二七日に作成されたものと思われる。また、文書②には「昨冬来右薫物伝授」とあるところから、翌一八七八年三月に作成されたものと思われるが、これを皇后に献香したところ、和歌を下賜されたという。すなわち、この二点の文書は、鳩居堂に三条家伝来の薫香の製法が伝授されたことを示すものである。

『明治天皇紀』は、この出来事に関し、一八七七年一月五日のこととして「太政大臣三条実美、黒方と号する伝家の薫香を献り、添ふるに表文・家記及び歌一首を以てす」と記しており、鳩居堂については触れていないが、文書②に「御製并三皇后之御詠」とあることから、この一件のことであることがうかがえる⁽⁹⁾。

鳩居堂では、この一件について、一八七七年に「直恭以来の社会奉仕や国事事業への貢献が認められ、八代目熊谷直行は、太政大臣三条実美公より、九〇〇年来伝承されてきた「宮中御用の合せ香」の秘方をすべて伝授され」と伝承されている⁽¹⁰⁾。一九一四年に撮影された鳩居堂店内の写真には、「宮内省御用薫香筆墨」と大書された看板が掛

かっているが、鳩居堂と宮中との関係は、こうした三条家の配慮などをきっかけに、明治以降に深まったものと考えられるのである¹¹⁾。

三、公共的業務へのためらい

ところで、近年の調査で明らかとなった熊谷直行の日記によれば、直行は公共的業務を意識的に避けていたことがわかる。以下にその該当箇所を引用させて頂きたい¹²⁾。

特筆

吾家、名望ノ割合ニハ常ニ収額少ク遺憾トセリ、且ツ先考御在世中維新ノ際ニ交シ国恩ノ万分ヲ報スルノ精神ニ起因シ、志士ニ補助シ、或ハ公共ノコトヲ金銀ヲ義捐セラルコト実ニ家格ノ不相当ト言モ可ナリ、因テ逝去後概ね七八千円ノ外債アリ、然レトモ不動産・動産等ハ皆前代ノ所有ヲ欠カス、現存アリレハ子孫ヲ遠ク思慮セラレシナリ、シカアレトモ毎年必ス六七円ノ金員ヲ利子ノ為ニ消亡スルハ恐ルヘキコトニテ昼夜心痛止ムナシ
 回顧スレハ明治八年後維新戦後ノ勢ヲ以テ上下一般奢侈贅沢ノ悪風ニ変シ、家屋・衣装・交際ノ消費多キヲ以テ人ニ誇ルノ時態、随テ出納上年々不足ヲ生実、恐慌ノ思ヲナス、因テ吾身ヲ慎ミ、家格名望ノ如何ニ係ラス専ラ営業ノ一向ニ全力ヲ尽シ、交際ノ浪費ヲ厭テ先ツ戸主ノ名義ヲ幼稚ノ久三（直之）ニ譲リ、公共ノ事業ヲ窃ニ禁シ、名誉職ノ無実ヲ避ケ聊以他ヲ顧サルコト茲ニ二十八年ナリ

去廿三年国会議院開設議院撰挙トナリシヨリ、議員素ヨリ一区一町ノ役員ニ至ル迄挙テ撰ニ当ランコトヲ熱望ノ

余リ、輕操家ヲ顧サル人物ハ幾千金或ハ幾百円ヲ投シテ同志知識ニ運動ヲ依頼スルノ狂暴家ヲ生出セリ
茲ニ深ク考ルアレハ、益勉強シ専心家業ニ力ヲ尽シ、又将来ヲ慮リ別家ヲ以テ協議人ノ織組マユヲ建テ源二郎・友七一
致協和、内外ノ經濟ヲ巖ニ家則ヲ製シ、四月之ヲ發布ス、以後家風益硬強トナレリ

顧ニ吾生既ニ五十才ニ及ヒ、未タ社会公共ノ事業ニ係セス、常ニ吾家先代ノ家風ヲ考ヘ聊恥ルノ私情アリ、或人
云、余リ引込思案ニテハ利己主義ノ卑劣人トシ、家格上人ニ譏ルヲ受ル云々ノ忠告アリ

彼是ヲ考、春弁才天尊ニ祈念シ、少シク社会ノ交際ヲ開カンコトヲ計画セリ

本月十五日知事千田氏ノ依囑アリ、千百年紀念祭ノ發起人トナル、又本日本組内五七名ノ懇請ニヨリ学校改革ノ
發起人トナル、少シク交際ヲ開ケハ追々都下ノ人士ト交リ益友良友ヲ得ルヲ喜フ

吾家先祖ヨリ代々吉事ヲ得ハ多クハ己亥ノ日ニ当ルヲ聞ク、是天尊ノ御加護ナリ、今考ルニ二十五日知事ノ囑、亦
本日組内ノ囑依者共ニ亥ノ日ナリ、因テ憶フニ天尊并ニ家祖ノ論道ニ出ル歟、然ハ交際ヲ開ハ家祖ノ指示トシ、
随テ久三・直次・信吉等ノ名望上遠ク補翼ニ当ラント、疾病薄弱ノ身体ヲ以テ、此期ニ当、先代ノ報恩、子孫長
久ノ為ニ尽スノ決心ナリ、他日ノ記念參考ニ思ひノ儘燈火ニ記ス、夜十二時ヲ過タリ

おそらく、一八九二年一月二七日の夜に記されたと考えられるこの「特筆」は、直孝死後の熊谷家の状況、それ
に対処するための直行の苦勞を端的に示している。

それによれば、熊谷家が直恭から受け継ぎ、とくに明治維新にも関与する中で直孝が築き上げた名望は、同家の家
業に照らせば過大なものであり、多くの負債によって支えられていたという。この負債は、幕末において、公共的業
務だけでなく尊王攘夷派志士への支援など政治活動にも乗り出していた直孝の時代に大きくなったものと考えられ、

直恭が直孝に家業を継がせることをためらったとの伝承とも符合する。いわば、直恭の杞憂はあたったのであり、維新期にはその名望とは裏腹に、鳩居堂の経営は危機的な状況だったのである。

そこで家業を継承した直行は、「吾身ヲ慎ミ、家格名望ノ如何ニ係ラス専ラ営業ノ一向ニ全力ヲ尽シ」、「浪費」を避けるために幼少の直之に家督を譲る。「浪費」の中には文字通りの遊興も含まれるだろうが、直恭・直孝らが熱心に参画した文化人との交流や公共的業務への出資なども含むのではないだろうか。いずれにしても、幼少の当主では不可能な事柄であり、直行は形式的に隠居することで対外活動を自粛したのである。「公共ノ事業ヲ窃ニ禁シ」とは、熊谷家に期待され、公共的業務があれば何かと勧誘され、それを固辞することも困難だったことをうかがわせる。そこで、表立ってそれらを忌避するわけにもいかないため、幼少の当主を表に立てて、勧誘を避けたのである。「名譽職ノ無実ヲ避ケ」とは、直行の本音をうかがわせるが、この自粛期間は実に十八年間に及んだ。

これによって、直行が早々に家督を継嗣に譲った理由も明らかとなる。直行にとっては、一八九〇年から始まる国会開設（衆議院の創設）も、「議員素ヨリ一区一町ノ役員ニ至ル迄挙テ撰ニ当ランコトヲ熱望ノ余リ、軽操家ヲ顧サル人物ハ幾千金或ハ幾百円ヲ投シテ同志知識ニ運動ヲ依頼スルノ狂暴家ヲ生出セリ」といった、騒々しい他人事ではなかった。熊谷家は、当主が幼少であるため、納税額にかかわらず選挙権はなかったので、選挙のわずらわしさからも無縁だったのである。

しかし、このような直行の努力は、熊谷家に期待する人々から「利己主義ノ卑劣人」との批評を受けることもあったのであろう。家業再建が軌道に乗り始めると、直行にも世評が気になり始めたことが、文面からもうかがえる。直行にとって、一八九二年はそのような時期であった。そこで直行が勧誘に応じたのが、平安遷都記念祭の発起人である。直行は、衆議院議員選挙のような「狂暴家」の運動とは異なり、平安遷都記念祭の発起人をより公共性の

高い活動でみなしたのである⁴⁰。また、この頃より、かつて直孝が創設に尽力した小学校の業務にも関わりだしたのであった。

むすびにかえて

以上、明治期の鳩居堂・熊谷家について、近年発見された史料を中心に、重要なものをいくつか紹介させていた。これらによって明らかになるのは、以下の諸点である。

まず第一に、熊谷直恭・直孝父子に比して、その存在があまり知られていない直行が、鳩居堂の経営維持に果たした役割である。直孝の甥（妹の子）だった直行は、家督を継いだ時、三十歳代になっていたが、家業再建に専心する。前述のように、鳩居堂が三条実美から秘伝の薫香製造方法の伝授を受けたのも直行の時代であった。先代直孝が、三条実美と関係が深かった長州藩士と親しい関係にあったことは知られていたが、鳩居堂が家業において宮中や公家社会とより深い関係になるのは、直行の代だったと考えられるのである。また、これ以降、鳩居堂の東京出店が進められるが、これも、旧公家らの東京移住が本格化することと無縁ではなかっただろう。

次に、家業再建に専心していた直行が、意識的に公共的業務を避けていたということである。しかし、熊谷家に対する期待はそれを簡単には許さなかったであろう。そこで、直行が取った秘策が、幼少の直之への家督相続である。これにより、遊興や文化的会合への勧誘は回避でき、各種選挙など政治的活動に関与する条件も満たさなくなつた。

すなわち、筆者はこれまで直孝死後も熊谷家は目立たないながらも公共的業務を担っていたと推測していたが、直

行は意識的にそれらを避け、家業再建に専心していたことが明らかとなったのである。家業再建にあたっては、先代の遺産とも言うべき三条実美との親密さも活用して公家社会との関係を深め、東京への進出も果たした。いわば、町人社会の中で公共的業務を率先して担い、私財を投じて京都の近代化を推進するなど、「仁風」を体現していた直孝とは逆に、家業再建を最大の使命として、公共的業務の忌避、公家社会との親密さの強調、東京への進出などを実行したのが直行であった。

しかし、鳩居堂の再建が軌道に乗ると、直行自身の中からも公共的業務を担うべきとの判断が生まれる。直恭の場合、その動機には心学の影響が見られ、直孝にもそのネットワークが受け継がれていた⁴⁴⁾。それでは直行の場合、それを促したのは何だったのか、今後の課題としたい。

注

- (1) 東京都公文書館編『七分積金』東京都編、一九六〇年、吉田伸之『近世巨大都市の社会構造』東京大学出版会、一九九一年、『日本史研究』第六〇三号特集「畿内から見た幕末維新期の社会―直轄都市を中心に―」（二〇一二年）など参照。
- (2) 拙稿「幕末維新期の都市社会」宇佐美英機・薮田貫編『江戸』の人と身分―都市の身分願望 吉川弘文館、二〇一〇年、同「嘉永の施行における町の役割」『ヘステイアとクリオ』第一〇号（二〇一一年）、同「明治維新期の「市長」」『奈良史学』第29号（二〇一二年）、同「仁風の思想」「人民の歴史学」第一九三号（二〇一二年）、同「幕末維新期京都における都市振興策と公共性」『日本史研究』第六〇六号（二〇一三年）など。「明治維新期の「市長」」では、その限界についても示唆したつもりである。
- (3) 前掲注(2)「明治維新期の「市長」」参照。
- (4) 拙稿「京都公民会と都市商工業者」『キリスト教社会問題研究』第五九号（二〇一〇年）、同「第二回衆議院議員選挙前後の京都」『同志社談叢』第三二号（二〇一一年）、秋元せき「幕末・明治期京都の「豪商」と公務」『日本史研究』第六〇三号（二〇一二年）、拙稿「郡区町村編制法と京都」高木博志編『近代日本の歴史都市』思文閣出版、二〇一三年など参照。

- (5) 『京都小学五十年誌』京都市役所、一九一八年、五七～五八頁参照。明治維新前後には、直行（久兵衛）が小学校設立以外にも「東京遷都」に際しての市民慰撫に関係したことが知られている（辻ミチ子『転生の都市・京都』阿吽社、九九、一～一二頁）。
 - (6) 同家については、これまで何度か調査をさせていただいたが、以下は、二〇一五年六月一六日の聞き取りをもとに、筆者が推定したものである。したがって、事実誤認があれば、筆者の責任であることをお断りしておきたい。
 - (7) 熊谷純三氏のご教示によれば、直行と後妻たづとの間の子は頼山陽や江馬天江の孫の世代と縁組みしており幕末以来のネットワークが継続していることがうかがえる。
 - (8) この文書は二通が一巻に表装されたもので、現在は奈良大学文学部史学科所蔵となっている。横村が三条に京都博物館扁額の揮毫を依頼したのは一八七七年一月二日であった（京都府庁文書563―52に雛形あり、京都国立博物館編『京都国立博物館百年史』京都国立博物館、一九九七年、三一頁参照）。
 - (9) 宮内庁『明治天皇紀』第四、吉川弘文館、一九七〇年、三五三～三五五頁参照。
 - (10) 鳩居堂のHP (<http://www.kyukyudo.co.jp/about/history.html#no04>) 参照（二〇一五年九月二二日閲覧）。
 - (11) 京都市文化市民局文化財保護課編『一枚の写真』京都市文化市民局文化財保護課、一九九九年、一二頁。
「日記」一八九二年一月二七日条の後に記された記事。
 - (12) 平安遷都千百年記念祭の準備経過については、拙稿「都市祭典と政治」『日本史研究』第五三三号（二〇〇六年）参照。
 - (13) 前掲注(2)拙稿「幕末維新时期京都における都市振興策と公共性」参照。
- 付記 小文は、二〇一五年七月一五日に同志社大学で開催された文化学会総会での報告「幕末維新时期の鳩居堂」の一部である。また、科学研究費研究課題「近代日本における都市制度形成過程の総合的研究」による研究成果の一部であることをお断りしておきたい。

